

三豊市人事給与等事務業務受託候補者審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、本市における三豊市人事給与等事務業務の受託候補者(以下「受託候補者」という。)を公募型プロポーザル方式により選考するに当たり、競争性及び透明性の確保を十分に配慮しつつ、企画提案の内容、事業の実施能力等を客観的に評価した上で受託候補者を選定するため、三豊市人事給与等業務受託候補者審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 この委員会は、外部有識者を委嘱せず市職員のみで組織することから、三豊市プロポーザル審査委員会設置条例(平成24年三豊市条例第30号)に基づく地方自治法上の附属機関とは位置付けず、三豊市附属機関等の設置及び運営に関する指針(平成24年三豊市告示第339号)第2の2第4号の規定に基づく庁内組織とし、設置及び運営を行う。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 受託候補者の審査に関する事務
- (2) 決定した受託候補者の市長報告に関する事務
- (3) その他総務部人事課長が必要と認める事務

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる10人以内の委員で組織する。

- (1) 総務部長
- (2) 総務部人事課長
- (3) 総務部総務課長が指名する者
- (4) 総務部人事課長が指名する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、総務部人事課長が必要と認める者

(参加資格)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、前条第1項第1号に掲げる委員をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 委員長は、会議に付する必要がないと認める事案については、当該事案の持回り審査により会議の審査に代えることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部人事課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 7 月 6 日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和 9 年 3 月31日限り、その効力を失う。